

1－4－2：東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定に関する実施要領

(平成18年11月1日改正)

1. 広域災害支援本部の設置及び運営

(1) 広域災害支援本部（以下「本部」という。）の設置

平成31年度までの各年度の本部設置市町、東播磨ブロック代表市町及び北播磨ブロック代表市町は、次の表のとおりとする。

項目 年度	本部設置市町	東播磨ブロッ ク代表市町	北播磨ブロッ ク代表市町	備考
18年度	加西市	明石市	加西市	北播磨ブロック代表市町の順番は、加西市=I、三木市=II、小野市=III、西脇市=IV、加東市=V、多可町=VIとし、平成18年度を最初の年度として12年周期で次の順による。 I→II→III→IV→V→VI→II→I→IV→III→VI→V
19年度	加古川市	加古川市	三木市	
20年度	小野市	高砂市	小野市	
21年度	稻美町	稻美町	西脇市	
22年度	加東市	播磨町	加東市	
23年度	明石市	明石市	多可町	
24年度	三木市	加古川市	三木市	
25年度	高砂市	高砂市	加西市	
26年度	西脇市	稻美町	西脇市	
27年度	播磨町	播磨町	小野市	
28年度	多可町	明石市	多可町	
29年度	加古川市	加古川市	加東市	
30年度	加西市	高砂市	加西市	
31年度	稻美町	稻美町	三木市	

(2) 本部の運営

本部の運営は、それぞれの市町の災害対策本部設置要綱に準じて行い、応援の内容役割分担等については、ブロック代表市町が協議して定める。

(3) 次年度ブロック代表市町による本部の設置及び運営

被害の状況等により、両ブロック代表市町において円滑な本部の設置及び運営を行うことができない場合、次年度のブロック代表市町が本部の設置及び運営を行うものとする。

2. 情報の収集及び伝達方法

- (1) 災害が発生した市町又はその隣接市町は、災害情報を収集し、速やかにブロック代表市町にその情報を伝達するものとする。
- (2) 災害が発生した場合、ブロック代表市町は、速やかに災害情報を収集し、ブロック構成市町にその情報を伝達するものとする。
- (3) 情報の収集及び伝達は、電話、衛星電話及び職員派遣をもって行うものとする。
- (4) 本部設置後の情報の収集及び伝達は、原則として本部と市町が直接行うものとする。

3. 応援の内容

- (1) 物資 水、食料品、毛布、医薬品、ポリタンク、炊き出し器具等
- (2) 資機材 給水車、物資輸送車、仮設トイレ、ゴミ収集車、し尿収集車、仮設風呂、テント、重機、自転車、バイク、携帯電話等
- (3) 施設 避難所、福祉施設、公共宿泊施設、斎場等
- (4) 職員 市町職員

4. 応援の方法

- (1) 物資及び資機材は、必要とする市町ごと及び種類ごとに仕分け、必要数量を搬入する。
- (2) 資機材は、原則として応援する市町が維持管理する。
- (3) 応援する市町職員は、応援を受ける市町の統制下に入るものとする。

5. 応援体制の確立

- (1) 広域相互応援体制の確立のため、上記の物資、資機材及び施設等の整備計画を別に定める。
- (2) 整備に要する経費は、市及び町が別途協議して定める。

6. 連絡会の開催

東播磨及び北播磨防災担当課長会議を、毎年度開催する。

7. 資料及び情報の交換

相互応援のため、地域防災計画及び次の資料を相互に交換する。

- (1) 災害時の連絡窓口、担当責任者及び同補助者の職氏名
- (2) 物資及び資機材の保有状況
- (3) その他必要と考えられる事項